

ID: 47

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	しばたの郷土館条例 第9条		
例規番号	平成5年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第9条 町長は、特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日